

第4章

緑化協議

1. 公共建築物・学校、公園・緑地の緑化協議

1) 緑化協議の対象

(1) 対象施設

本市が行う開発事業の全てが緑化協議の対象となります。そのうち、緑化協議の手続きが必要なものを以下に示します。

- 500 m²以上 3,000 m²未満の開発事業を行おうとする場合
- 公園・緑地の新設及び再整備

※本市において県又は国等が行う『所沢市街づくり条例』に基づく開発事業についても、同条例第 26 条「開発事業の申請」に関連する同条例第 25 条「施設管理者等との協議」において、「みどりの保全及び創出に関する基準」に係る協議を行います。

公共施設の敷地規模や施設の種類により、「第 1 章 1. 緑化の基準 2) 緑化の量的基準」で示す緑化率に差があることから、主な公共施設を以下の項目に区分します。

表 4-1-1 緑化協議の対象となる主な公共施設

区分		各種公共施設
公共建築物	庁舎等の公共施設	市庁舎、旧市庁舎、まちづくりセンター、区画整理事務所、中央消防署（各分署）、上下水道部庁舎
	文化・コミュニティ施設	コミュニティセンター、ラーク所沢、市民文化センターミュージズ
	保健・福祉・医療施設	市民医療センター、保健センター、老人福祉センター、老人憩いの家、デイサービスセンター、障害者施設、保育園、児童館、斎場 等
	環境衛生施設	クリーンセンター、収集事務所、リサイクルふれあい館、東所沢エコステーション、下水管理事務所、給食センター 等
	教育施設	体育施設事務所、市民体育館、市民武道館、図書館、生涯学習推進センター、埋蔵文化財調査センター、運動場、教育センター、民俗資料館 等
	公営住宅	市営住宅 等
	その他	自転車駐車場、駐車場 等
	学校	幼稚園、小学校、中学校
公園・緑地	都市公園（トイレ、管理棟、北野公園市民プール） 等	

(2) 対象となる開発事業

対象となる開発事業において、建築物を「新設」する場合、増築又は改築にあたっては、敷地の位置が変わるもの、建築物の用途の変更が伴うもの、または延べ床面積が1.2倍を超えるものに限り対象となります。ここでは、次のように定義します。

新築

：更地の敷地に、建築物を新規に建てることをいいます。既存の建築物を全て除却し、規模・構造・用途の著しく異なる建築物を建てる場合は、新築となります。

改築

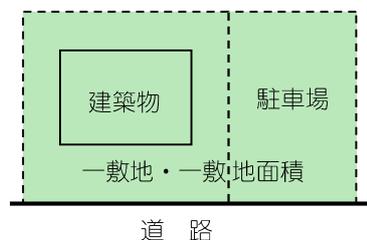
：既存の建築物の一部又は全部を除却し、規模・構造・用途の著しく異なる建築物を建てることをいいます。

敷地拡張を伴う増築

：同一敷地にある既存建築物以外に、敷地の拡張を伴う建築物を建てることをいいます。ただし、従前の敷地における増築の場合は対象になりません。

一敷地と一敷地面積

対象となる敷地は、建築物や施設などの敷地、及びその建築物や施設などと機能的に一体として利用する敷地をあわせた  で示す「一敷地」です。道路などをはさんだ飛び地状の駐車場なども含まれます。また、一体の面積となる「一敷地面積」が緑化対象面積となります。



2) 緑化の協議及び手続きについて

(1) 緑化の事前協議

- ・緑化協議では、手続きを行う前に事前の協議を行ったうえで進めます。

(所沢市街づくり条例第25条関係)

(2) 緑化計画の手続き

① 緑化計画の手続き

- ・緑化に関する手続きは、開発事業の申請時に行います。(所沢市街づくり条例第26条関係)
- ・緑化計画の手続きでは、あらかじめ緑化計画書及び緑化計画図書を用意して行います。

※公園・緑地については設計段階で事前協議を行ったうえで、緑化計画の手続きになります。

2 緑化変更協議を行う時

- ・緑化に関する内容を変更する場合、緑化変更協議を行います。ただし、緑化面積に減少が生じず、かつ、植物の生育環境に影響しないと認められる変更については、この限りではありません。
- ・緑化計画を変更する場合は、あらかじめ緑化計画変更協議書及び変更に伴い内容が変更される緑化計画図書を用意して行います。

3 緑化工事が完了した時

- ・緑化に関する工事が完了した時は、緑化工事完了届及び緑化図書を提出します。

(3) 緑化協議手続きの提出書類

緑化協議手続きをするとき、緑化計画を変更するとき、また緑化工事が完了したときは、指定様式に所定の事項を記入して、緑化計画書に緑化計画図書を添付のうえ、提出します。

なお、緑化変更協議では、緑化協議に提出した図書を印刷し、変更箇所を修正したもので代用することができます。

表 4-1-2 提出図書一覧

書類名称	提出段階			備考	
	緑化協議	緑化変更協議	緑化工事完了時		
〔1〕 緑化計画書	2	—	—	指定様式	
〔2〕 緑化計画変更協議書	—	2	—	指定様式	
〔3〕 緑化工事完了届	—	—	1	指定様式	
〔4〕 緑化(計画)図書	1. 案内図	2	—	1	縮尺は任意
	2. 緑地求積図 (緑化面積求積図)	2	2 (変更後の図面)	1	縮尺 1/500 以上
	3. 面積計算表	2	2 (変更後の図面)	1	—
	4. 植栽計画図	2	2 (変更後の図面)	1	縮尺 1/500 以上

※数字は提出図書及びその部数を表します。

(4) 緑化協議手続き先

緑化協議の手続き先は、環境クリーン部みどり自然課になります。

3) 緑化協議の手順

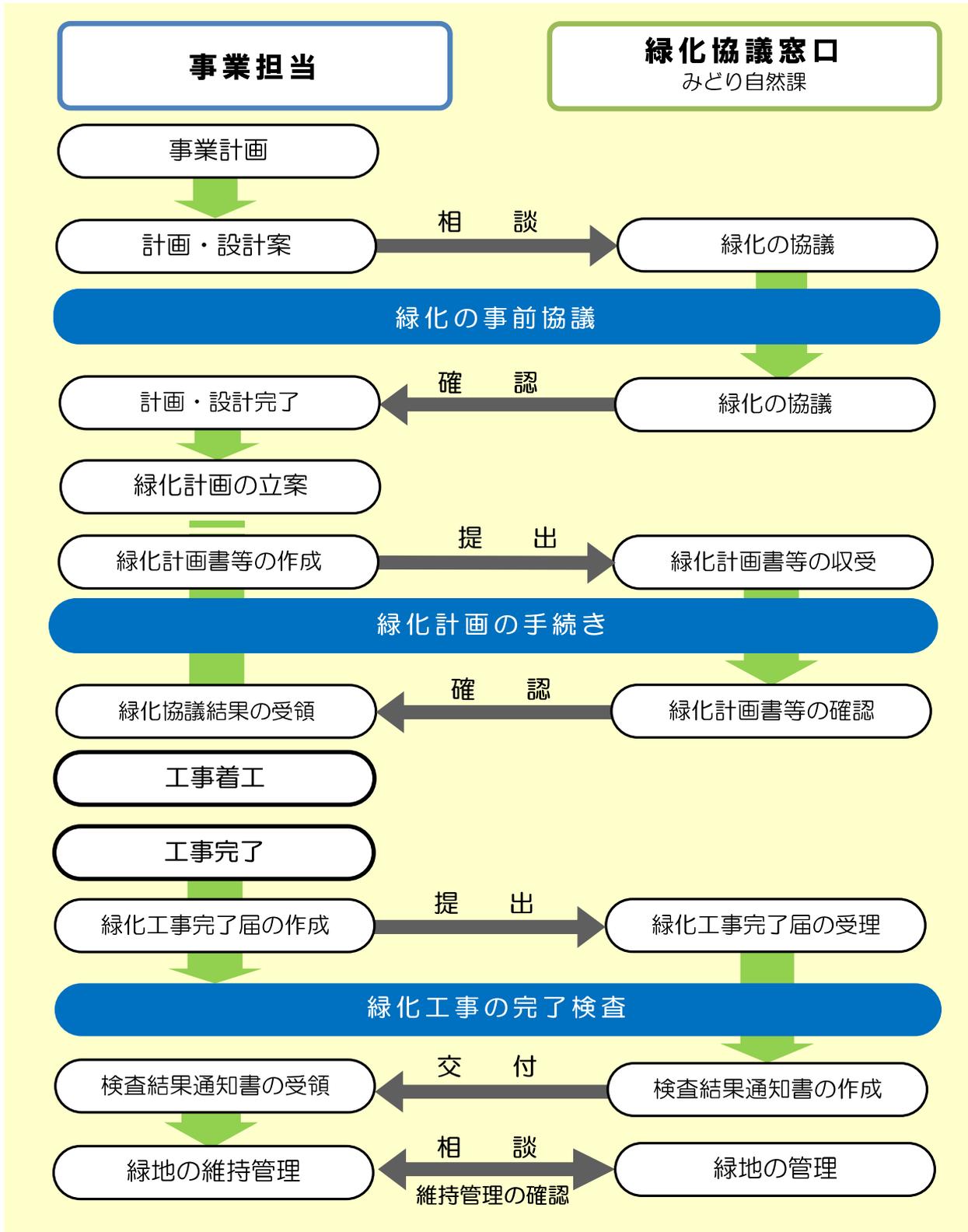


図 4-1-1 公共建築物・学校、公園・緑地の緑化協議のフロー

2. 道路・交通広場、河川等の緑化協議

1) 緑化協議の対象

緑化協議の対象は、本市が管理する道路や交通広場、河川や水路において、緑化を行う場合になります。

2) 緑化協議について

(1) 緑化協議

緑化協議は、緑化に係る事業の計画又は設計段階に行います。

また、その後の緑化及び維持管理について、随時受け付けるものとします。

なお、第1章に示す「公共建築物・学校、公園・緑地」は、緑化協議のための手続きが必要ですが、道路・交通広場、河川等の緑化は、緑化計画書を提出する手続きの必要はありません。

(2) 緑化協議先

緑化協議の手続き先は、環境クリーン部みどり自然課になります。

3) 緑化協議の手順

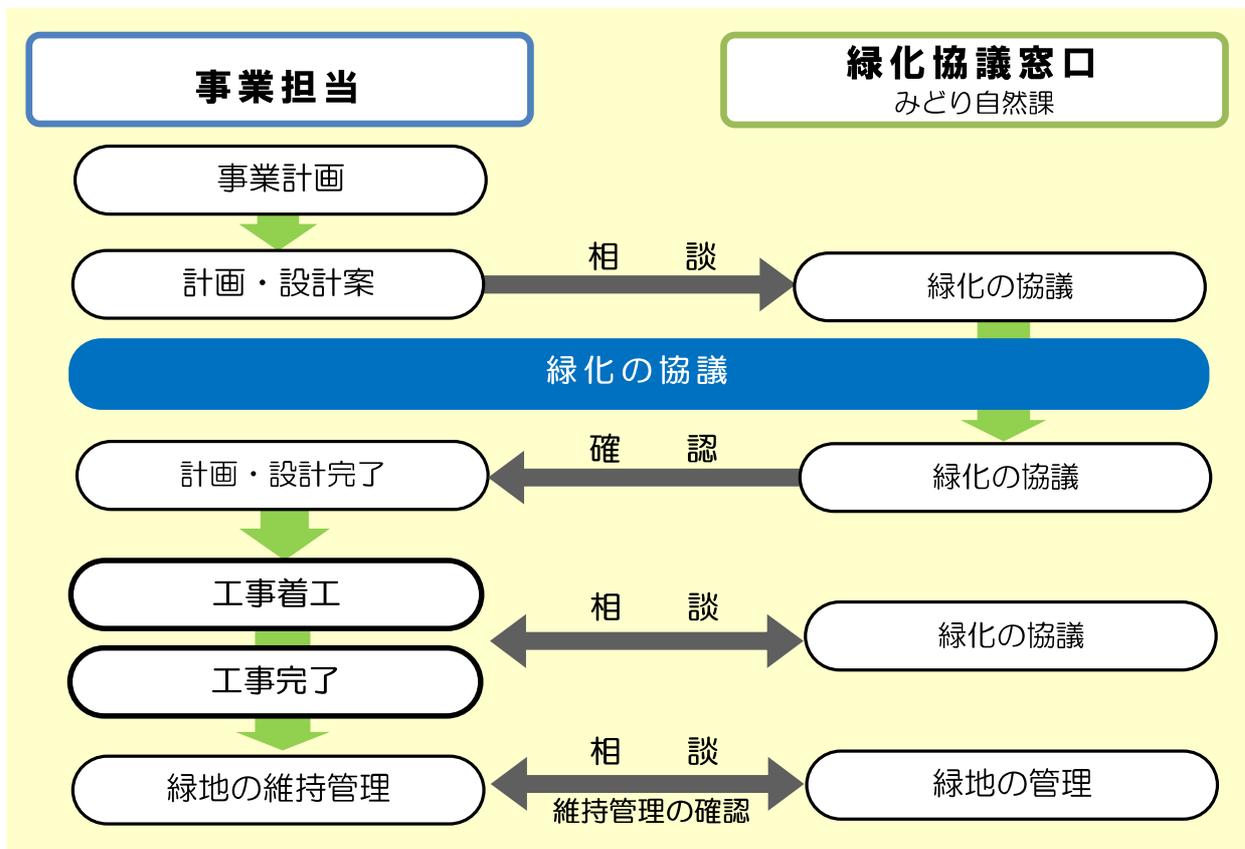


図 4-2-1 道路・交通広場、河川等の緑化協議のフロー